

熊本県地域公共交通計画策定支援業務委託基本仕様書

1 業務の名称

熊本県地域公共交通計画策定支援業務

2 業務の目的

地域公共交通は、買い物や医療、教育へのアクセス等、日常生活に不可欠な社会インフラであるが、県内の地域公共交通については、利用者の減少や収支の悪化、運転士不足など、需要と供給の両面で人口減少の影響を受けており、今後その影響はますます増大することが見込まれている。

この地域公共交通を取り巻く厳しい状況を踏まえると、広域的な交通圏単位において、従来の欠損補填等にとどまらず、既存の交通体系の抜本的な見直しや各種交通モード相互の連携のさらなる強化、利用者のニーズに応じたサービスの提供に向けた投資を積極的に進めるなど、持続可能な公共交通網の確保・拡充を図っていくことが重要である。

本県は、県内全域を対象として地域の実情に応じた持続可能な公共交通網を計画的に構築すべく、県・市町村・交通事業者等関係者の共通の指針となる「熊本県地域公共交通計画」（以下、「計画」という。）を令和3年3月に策定したが、同計画の期間が令和7年度末で終了するため、上記の変化を反映させた次期計画（計画期間：令和8年4月1日から令和13年3月31日まで）の策定を円滑に進めることを目的とする。

3 業務の内容

受託者は、以下の項目について業務を行う。

（1）計画策定の準備

本業務の作業を円滑に進めるため、業務の具体的な進め方及びスケジュールに関する業務計画書を作成し、委託者と十分な打合せを行う。

（2）計画（案）のとりまとめ

以下の（3）～（6）に掲げる項目について把握・整理した情報等を基に、計画（案）をとりまとめ、委託者の求めに応じて必要な助言や資料の提供を行う。とりまとめに当たっては、図・表・グラフ等を用いて分かりやすく整理する。

〈とりまとめのポイント〉

- ・国土交通省が公表している地域公共交通計画の「アップデートガイダンス

Ver1.0」の内容を実践し、特に次の項目に留意の上とりまとめること。

- ① モビリティデータの利活用
- ② シンプルで一貫性のある構成（計画本体は30～50ページ以内の分かりやすい構成とし、地域の現状等の詳細な情報は参考資料とする。）
- ③ ガイダンスで提示されている10のKPI及び委託者が独自に設定する指標のKPIの設定
- ④ 具体的なPDCAスケジュールの設定

なお、基本的には令和7年（2025年）8月末までに計画の基本方針、目標等に係る骨子案を、令和7年（2025年）10月末までに計画素案を、令和8年（2026年）1月末までに計画最終案をとりまとめることを想定しており、これを念頭に業務を進めることとする。

（3）公共交通に対する安定的かつ戦略的な投資の実現

- ① 標記項目について、施策の検討・提案を行う。併せて、必要な情報の把握・整理を行うこととし、委託者が想定する情報は次に掲げるとおりとする。

なお、受託者は委託者と相談の上、必要に応じて情報の追加又は削除を行うことができるものとする。

- ・地域の概況、県内の公共交通の概況
- ・公共交通ネットワークの拠点となるべき地点の設定
 - ※ 各市町村に少なくとも1拠点とする。
- ・全ての交通モードにおける既存路線の抜本的な見直し、幹線・準幹線の再定義
- ・目指すべき将来像の実現に必要な各交通モードのサービス水準
- ・前項のサービス水準を実現するための行政による投資方針の明確化
- ・恒久的な財源確保の方策

〈委託者が提供する資料〉

- ・県の上位計画、市町村の地域公共交通計画
- ・公共交通機関（鉄道、路線バス）の運行状況、利用状況データ
- ・市町村交通施策状況調査結果（コミュニティ交通の運行状況等）
- ・その他受託者が必要とする資料のうち、委託者が提供可能なもの

- ② 市町村意向等の把握・整理
地域住民の移動実態に応じた交通拠点の設定や、コミュニティ交通の導

入等に係る県内45市町村の意向及び隘路となっている事項等を把握するため、委託者が実施する市町村アンケートの調査票作成に当たり、委託者の求めに応じて必要な助言を行う。アンケートは、委託者を通じて各市町村から回収する。

当該アンケート結果と併せて、委託者が必要に応じて実施する市町村ヒアリングから得られた内容を基に、計画のとりまとめに資する内容に整理する。

(4) 持続可能な交通サービスの運営主体・運営方法のあり方

標記項目について、施策の検討・提案を行う。併せて、必要な情報の把握・整理を行うこととし、委託者が想定する情報は次に掲げるとおりとする。

なお、受託者は委託者と相談の上、必要に応じて情報の追加又は削除を行うことができるものとする。

- ・交通事業者の連合化、各交通モードにおける運転士の共有等、持続可能な交通サービスの運営主体のあり方
- ・幹線・準幹線に位置付けられる公共交通について、民間事業者による運行から自治体の委託運行へ転換する等、持続可能な交通サービスの運営方法のあり方

(5) 公共交通の利便性向上に向けた取組み

標記項目について、施策の検討・提案を行う。併せて、必要な情報の把握・整理を行うこととし、委託者が想定する情報は次に掲げるとおりとする。

なお、受託者は委託者と相談の上、必要に応じて情報の追加又は削除を行うことができるものとする。

- ・路線バスからコミュニティ交通への転換の検討フロー
- ・交通空白の解消
- ・公共交通の利用促進
- ・モビリティサービス（公共交通の経路検索、予約、決済等に係るデジタル技術を活用したサービスをいう。）の充実

(6) 前期計画の達成状況の評価等

前期計画（計画期間：令和3年4月1日から令和8年3月31日まで）について、その目標の達成状況や取組みに係る分析・評価を行う。

4 打合せ協議

少なくとも業務着手時、中間時3回、計画最終案とりまとめ時の計5回、打合せ協議を行う。

5 成果品

- ・業務報告書 1 式
- ・地域公共交通計画 30 部
- ・地域公共交通計画（概要版） 30 部
- ・成果物の電子データ（CD-R） 1 式
- ・成果物の電子データ（Excel 及び Word 形式のもの） 1 式

6 履行期間

契約締結の日から令和8年（2026年）3月31日まで

7 その他

- （1）成果品その他本業務で生じる著作物等に関する一切の権利は、すべて委託者に帰属するものとし、受託者は委託者に無断でこれらの使用、貸与及び公表等を行ってはならない。
- （2）受託者は、業務の遂行に際して知り得た情報等について、契約期間中及び契約期間終了後のいずれにおいても、委託者の許可なく他の業務等に使用したり、第三者に漏らしたりしてはならない。
- （3）受託者は、委託者と緊密な連携を保ちつつ、業務を遂行するものとする。
- （4）業務の遂行に当たって、本仕様書に定めのない事項が生じた場合、又は疑義が生じた場合は、速やかに委託者と受託者で協議を行うものとする。